新たな水際措置（27）における外国人の新規入国規制の見直し概要

昨年の新たな水際措置（１９）のご利用にあたっては・・・

どこが自分の業所管省庁になるのがわかりにくい

申請に必要な書類が多すぎる

審査完了まで時間がかかりすぎ

スマホアプリの対応状況を確認するのは負担

外国人の新規入国申請は<u>ＥＲＦＳ（入国者フォローアップシステム）</u>に一元化して行います

	入国前			入国直前・入国時	入国後
受入責任者	ログイン申請	外国人新規入国オンライン申請	査証申請	空港検疫	入国後フォローアップ
法人も個人事業主もＥＲＦＳのＩＤを取得可能	・申請先はＥＲＦＳに一元化 ・申請に必要な書類の大幅見直し（申請書・活動計画書等は不要）	査証発給は在外公館がERFSと受付済証を確認して行う	入国者はスマホアプリ(MySOS)をインストール(ファストトラックも利用可)	・スマホアプリ(MySOS)で健康情報や位置情報などをＥＲＦＳに連動させ厚労省が一元管理 ・一般の入国者と同様の自宅等待機を実施 ・受入責任者が問題発生時の緊急連絡先	
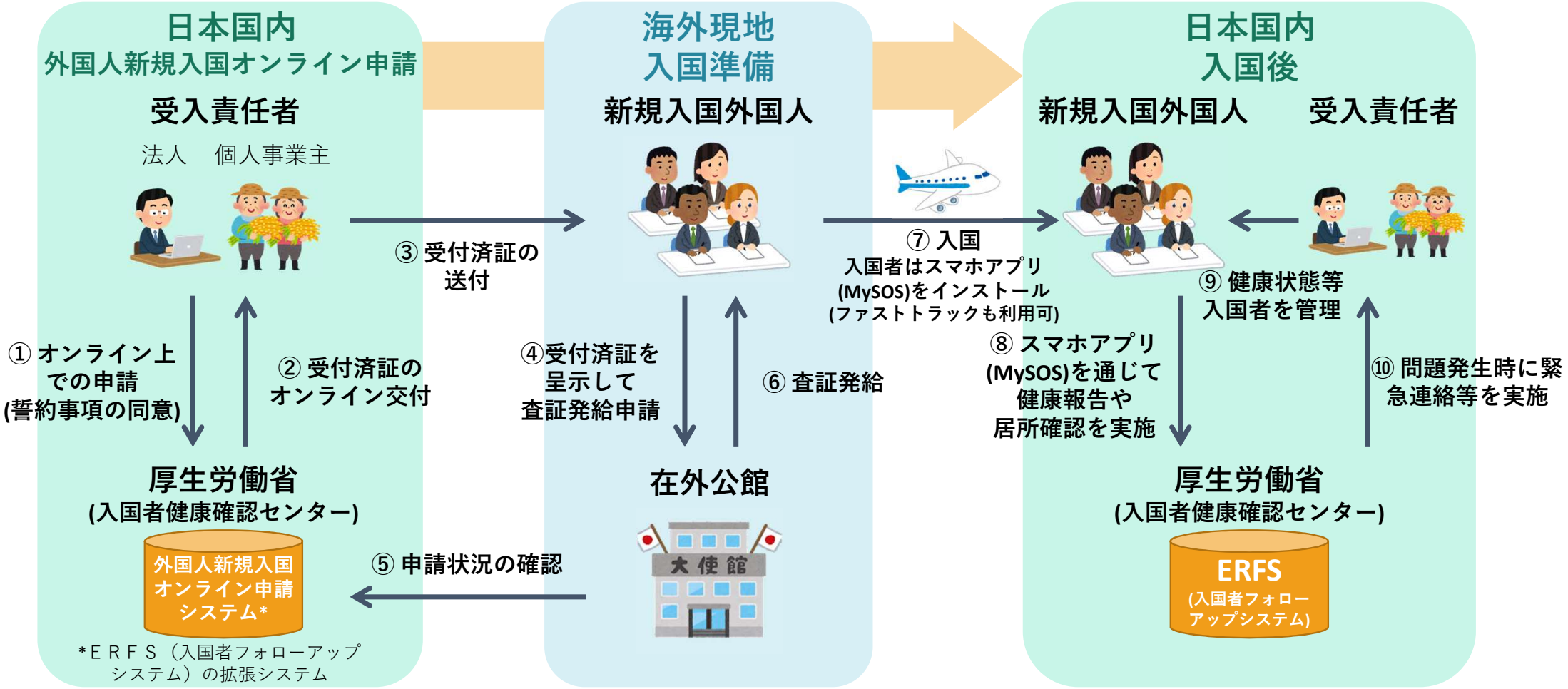
新たな水際措置（27）における外国人の新規入国申請手続き概要